

エル タックス

eLTAXの電子申告・電子納税を

ご利用ください！

こんなメリットがあります

- 自宅やオフィス等のパソコンからインターネットで申告できます
- 複数の地方公共団体へまとめて申告できます
- eLTAX対応の市販の税務・会計ソフトのデータを利用して申告できます
- eLTAX用ソフトPCdesk（DL版）が無料でダウンロードできます



都税について以下の手続きが利用できます （令和6年4月1日時点）

	電子申告	電子申請・届出	電子納税
法人事業税・特別法人事業税・地方人特別税・法人住民税	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○法人事業税減免申請 ○更正の請求 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認等の申請 ○法人税に係るグループ通算制度（連結納税）の承認等の届出 など	○本税の納付 ○見込納付・みなし納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付
事業所税（23区内）	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細 など	○本税の納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付
固定資産税（償却資産）（23区内）	○償却資産申告	—	—
都民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）	○通常申告（当初申告） ○追加申告	—	—
都たばこ税	○通常申告・修正申告 ○還付請求申告	○営業の開廃等の報告	○本税の納付
ゴルフ場利用税	○納入申告	○特別徴収義務者登録等の申請 ○課税免除の届出	○加算金の納付 ○延滞金の納付
宿泊税	○納入申告	○特別徴収義務者登録等の申請 ○申告納期限の特例適用者指定等の申請 ○合算申告納入等の申請 ○外国大使等に対する課税免除の申請	—

電子納税が
便利です！

● **クレジットカード納付が可能**

PCdeskでクレジットカード納付をすることが可能です。

● **全国の自治体に電子納付可能**

➢ 一度の操作で複数の自治体に一括納付できます。

➢ ダイレクト納付やペイジー納付を利用する場合、東京都の公金収納取扱金融機関等以外からも納付できます。



東京都主税局・都税事務所



ここからスタート！

利用届出

eLTAXホームページのPCdesk (WEB版) から利用届出手続を開始します

利用者情報・提出先・
手続情報を入力します

電子署名添付の
有無を選択します ※1

利用届出を送信します

利用者ID等が付与されます ※2

電子申請・届出 の手続

eLTAXホームページのPCdesk (WEB版) で
利用者IDを取得し、手続を開始します ※3

提出書類、提出先を
選択します

利用者情報を入力します

PCdesk、PCdesk Next等を用いて、
申請・届出、申告データを作成します

電子署名を添付します ※4

申請・届出、申告データを送信します

電子申告 の手続

PCdesk (DL版) または
eLTAX対応会計ソフトを
入手します

* PCdesk (DL版) は、eLTAXホームページ
から無料でダウンロードできます
* PCdesk Nextを利用して申告する税目に
ついては入手不要です

電子署名を添付します ※5

電子納税 の手続

納付情報発行依頼をします ※6

納付情報を受け取り、
内容を確認します

電子納税完了

- クレジットカード納付が可能！
- 全国自治体に納付可能！
- 金融機関窓口等へのお出かけ不要！

税理士の方・法人の
税務担当者の方向け
のご案内はこちら



- ※1 税理士に申告書等の作成・送信を依頼している納税者は、電子証明書の添付を省略できます（関与税理士の電子証明書を添付しないようご注意ください。）。
- ※2 利用者IDは利用届出を提出後、直ちに利用できます。
- ※3 電子申請・届出のみご利用の場合、利用者IDを取得しなくても利用できます。
- ※4 税理士に電子申請・届出の作成・送信を依頼している納税者は、納税者の利用者IDがあれば納税者の電子証明書は不要です。
- ※5 税理士に申告書の作成・送信を依頼している納税者は、納税者の電子証明書は不要です。
- ※6 見込納付を行う場合には、納付用の基本情報を入力した後、発行依頼を行います。

エル タックス
eLTAX のご利用時間 **8:30~24:00**
(土日祝、年末年始を除く)

問い合わせ先

利用の手続についてはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)を
ご覧いただき、不明な点は以下の問い合わせ先までご連絡ください。

■eLTAXホームページの「よくあるご質問」
(<https://eltax.custhelp.com/>)

(申告、申請・届出、利用届出の内容について)
所管都税務所の各税目担当班
(納税について)
所管都税務所の徴収管理班



主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん

国税の申告はイータックスで！

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

